

こんな症状でお困りではないですか？

脳卒中や交通事故のあと、新しいことが覚えられなくなったり、感情や欲求のコントロールがしにくい等の原因は、「高次脳機能障害」かもしれません。ご家族だけで抱えこまず、まずはご相談ください。

①【日時】7月14日(火)午後2時～4時

【相談員】作業療法士等

②【日時】7月28日(火)午後2時～4時

【相談員】社会福祉士等

①②共通

【場所】市役所

【対象】高次脳機能障害の当事者及び家族等

【申込み】6月18日(木)から障害福祉課 ☎551・1742へ。

「救急医療情報キット」を配布しています



市では救急医療情報キットを配布しています。

救急車を呼ぶような場合には、意識を失ってご自身の状態を救急隊員に伝えられないおそれがあります。

救急医療情報キットは、あらかじめ医療情報を書いたカードを専用の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、もしもの時に備えようというものです。申請をしていただいた方に無料配布しています。

【対象】市内在住で、65歳

以上の方、身体障害者手帳をお持ちの方、愛の手帳をお持ちの方、精神障害者手帳をお持ちの方など

【申込み】住所が分かるものを所持のうえ、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751へ。

「在宅介護支援センター」をご存じですか？

市内には、3か所の「在宅介護支援センター」があります。在宅介護支援センター南田園(五日市街道の南側の拜島方面の地域担当)・武蔵野(青梅線の東側の横田基地方面の地域担当)・加美(青梅線の西側の多摩川方面の地域担当)です(担当地域の詳細は、お問い合わせください)。

在宅介護支援センターでは、市の委託を受け、高齢者宅の訪問、地域の集いの場への参加や、見守り活動も行っています。地域包括支援センターと連携し、高齢者が元気に過ごせるよう支援します。

訪問の際には、ご協力をお願いいたします。

【問合せ】介護福祉課地域包括支援センター ☎551・1537

「成年後見制度相談」

成年後見制度を利用したいが、どうしたらよいかわからないときなどに、司法書士が相談に応じます。

【日時】7月9日(木)午後2

時～4時

【場所】福祉センター相談室

【対象】高齢者・障害者やその家族など

【定員】先着3人(予約制) ※初めての方のみで、相談内容は秘密厳守

【申込み】6月17日(水)から(日曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分(間に) 社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎552・5027へ。

認知症サポーター養成講座

認知症は誰にでも起こりうる病気です。自分やご家族のためにも認知症について正しく理解し、住みやすい地域づくりについて考えてみませんか？

【日時】7月24日(金)午後6時30分

【場所】福祉センター

【対象】市内在住・在勤・在学で、認知症に関心のある方

【定員】先着30人

【講師】キャラバン・メイ

【申込み】6月18日(木)から(日曜日を除く)午前8時30分～午後5時15分(間に) 電話または直接社会福祉協議会・ふっさボランティア・市民活動センター ☎552・2122へ。

介護保険負担限度額認定の更新申請について

市民税世帯非課税等の方が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用し

た際、自己負担となる食費・居住費の軽減制度があります。現在この制度を利用されている方の「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日までです。

8月以降も利用される方は申請が必要です。交付を受けている方には6月下旬に申請書を送付しますので7月中旬までに更新手続きをしてください。

◆負担限度額認定の適用要件が変わります

低所得の施設利用者のうち、配偶者(世帯分離した課税者である場合または預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合は食費、居住費の補助はありません。また適用要件の変更に伴い、提出書類が次のとおり変更となります。

【更新申請について】

申請後、世帯課税状況や年金収入、資産、配偶者所得等の状況を確認したうえで、該当する方に対して、「介護保険負担限度額認定証」を送付します。

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

平成27年度から介護保険料が変わります。

介護保険料は、介護保険事業計画(27～29年度)に基づき、3年間の介護サービスにかかる費用などから算出される基準額(月額5,793円)をもとに、所得に応じて設定されます。平成27年度から、所得が低い方の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、保険料段階を見直しました。※表1のとおり。

保険料の基準額(表1中)は、福生市の介護サービスに係る費用と、65歳以上の方の人数等により決められるため、区市町村ごとに異なります。

【保険料】40歳から64歳までの方は、ご加入の医療保険者(国民健康保険、健康保健組合等)を通じて納めていただいておりますが、65歳になると、市に直接納めていただくこととなります。

【保険料の納め方】「特別徴収(年金保険者による年金から天引き)」を基本とします。ただし次の方は「普通徴収(納付書により納付)」となります。

①年金が年額18万円未満の方②年度途中で65歳になった方(65歳の誕生日の前日の月の分から徴収)③年度途中で保険料が変更になった方④転入された方(普通徴収の方で、年金受給に係る一定の要件が整いますと、特別徴収に変更になります)

また、年度途中で保険料が変更になった方等で、普通徴収と、特別徴収の両方で納める「併用徴収

となる場合があります。なお、特別徴収、普通徴収の選択はできません。

【平成27年度の保険料の通知】7月初めに次のとおり送付します(年度途中で65歳になった方、保険料、納付方法等に変更のある方には、随時通知をお送りします)。

＜①特別徴収の方＞天引き額を記載した通知をお送りします。なお、前年度の所得の確定は、6月以降となるため、確定前は「仮徴収(暫定賦課)」、確定後は「本徴収」として納めていただきます。そのため、納期ごとに金額が変わる場合があります。

＜②普通徴収の方＞納入通知書と納付書を送付します。なお、口座振替を利用されている方については、保険料の納入通知書のみをお送りします。

＜③併用徴収の方＞通知書と納付書を送付します。納めていただく時期は、特別徴収は年金支給月、普通徴収は年8回(表2)のとおり)です。

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

＜表2＞平成27年度介護保険料の普通徴収納期

Table with 4 columns: 第1期, 第2期, 第3期, 第4期, 第5期, 第6期, 第7期, 第8期 and corresponding dates.

介護保険料(65歳以上の方へ)のご案内

平成27年度から介護保険料が変わります。

介護保険料は、介護保険事業計画(27～29年度)に基づき、3年間の介護サービスにかかる費用などから算出される基準額(月額5,793円)をもとに、所得に応じて設定されます。平成27年度から、所得が低い方の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、保険料段階を見直しました。※表1のとおり。

保険料の基準額(表1中)は、福生市の介護サービスに係る費用と、65歳以上の方の人数等により決められるため、区市町村ごとに異なります。

【保険料】40歳から64歳までの方は、ご加入の医療保険者(国民健康保険、健康保健組合等)を通じて納めていただいておりますが、65歳になると、市に直接納めていただくこととなります。【保険料の納め方】「特別徴収(年金保険者による年金から天引き)」を基本とします。ただし次の方は「普通徴収(納付書により納付)」となります。①年金が年額18万円未満の方②年度途中で65歳になった方(65歳の誕生日の前日の月の分から徴収)③年度途中で保険料が変更になった方④転入された方(普通徴収の方で、年金受給に係る一定の要件が整いますと、特別徴収に変更になります)また、年度途中で保険料が変更になった方等で、普通徴収と、特別徴収の両方で納める「併用徴収

＜表1＞第6期の介護保険料

Table with 4 columns: 段階, 対象, 負担割合, 保険料年額. Rows 1 to 14.

【台風到来前に確認してください】大雨・強風に備え、日ごろから周囲の排水溝の清掃をお願いします。ごみ、落ち葉や落下物等が集水桝を塞いでしまうと浸水被害の原因となります。事業者の方は敷地内雨水の集水桝について、点検・整備をお願いします。【問合せ】施設課下水道グループ ☎551・1968